

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月一日

広島県人事委員会委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「撤回等」の下に「並びに終了」を加え、同条に次の一項を加える。

5 請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、予定された審理に入れず、又は第二十九条第三項の規定により当日の口頭審理が打ち切られた場合において、相当の期間において再度指定された口頭審理の期日においても、請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、予定された審理に入れず、又は同項の規定により当日の口頭審理が打ち切られたときは、人事委員会は、当該請求人の口頭審理を終了することができる。
第二十九条に次の一項を加える。

3 審査長は、第一項の規定により発言を禁止し、又は前項の規定により必要な処置をしたにもかかわらず、口頭審理を続行することができないと認めるときは、当日の口頭審理を打ち切ることができる。当事者又はその代理人が第十六条第三項の規定による審査長の指揮に従わず、口頭審理を続行することができないと認めるときも同様とする。

第四十七条第一項に次の一号を加える。

四 第十九条第五項の規定により口頭審理を終了したとき。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。